

東京都食品安全情報評価委員会及び専門委員会について

1 食品安全情報評価委員会（以下、「評価委員会」という。）

東京都食品安全条例（平成 16 年条例第 67 号）第 27 条に根拠を置く知事の附属機関であり、食品等の安全性に関する情報について検討を行い検討結果について知事に報告する。なお、評価委員会は知事が召集する。

※平成 15 年 4 月、要綱に基づく健康局長の諮問機関として設置され、その後、知事の附属機関として条例に位置づけられた。

（構成委員等）

任期は 2 年とし、都民及び学識経験を有する者のうちから知事が任命する 20 名以内の委員で組織（今期は、平成 28 年 5 月 25 日現在、公募委員 2 名を含む 15 名で構成）

2 専門委員会

評価委員会は東京都食品安全情報評価委員会規則（平成 16 年東京都規則第 79 号）第 6 条に基づき専門委員会を置くことができる。なお、各専門委員会は評価委員会委員長が召集する。現在、以下の専門委員会が設置されている。

（1）調査勧告専門委員会

東京都食品安全条例（平成 16 年条例第 67 号）に基づく知事の調査勧告に係る検討のため平成 16 年度から常設

（構成委員）

委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員*で組織（前期は、評価委員会委員 4 名で構成）

（2）情報選定専門委員会

収集情報が複数ある場合等、評価委員会で検討すべき情報の選定等を行なうため東京都食品安全情報評価委員会規則に基づき平成 17 年度に設置

（構成委員）

委員長及び副委員長、委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員*で組織（前期は、公募委員 1 名を含む評価委員会委員 5 名で構成）

（3）「健康食品」による健康被害事例専門委員会

健康食品に関する健康被害情報の疫学的な分析及び評価を行うため、平成 18 年度に設置

（構成委員）

委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員*で組織（前期は、評価委員会委員 2 名及び専門委員 5 名の 7 名で構成）

※専門委員：専門事項を調査する必要があるとき、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。